

議案第13号

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市介護保険条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和6年2月15日提出

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第 号

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例

宇治市介護保険条例（平成12年宇治市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第1号中「30,620円」を「29,740円」に改め、同条第2号中「40,820円」を「38,940円」に改め、同条第3号中「47,630円」を「46,380円」に改め、同条第4号中「54,430円」を「56,640円」に改め、同条第5号中「68,030円」を「70,800円」に改め、同条第6号中「74,840円」を「77,880円」に改め、同条第7号中「88,440円」を「92,040円」に改め、同条第8号中「112,250円」を「116,820円」に改め、同条第9号中「132,660円」を「138,060円」に改め、同条第10号中「142,870円」を「148,680円」に改め、同条第11号中「153,070円」を「159,300円」に改め、同条第12号中「163,280円」を「169,920円」に改め、同条第13号中「173,480円」を「180,540円」に改め、同条第14号中「183,690円」を「191,160円」に改め、同条第15号中「200,690円」を「208,860円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇治市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率の特例）

3 改正後の第4条第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、これらの号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第1号に掲げる者 17,700円
- (2) 第4条第2号に掲げる者 24,780円
- (3) 第4条第3号に掲げる者 46,020円

(提案理由)

第9期介護保険事業計画の策定による介護保険料額の改定に伴い、所要の改正を行うものであります。